

群馬県における通級による指導

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の先生へ

○通級による指導とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導（「自立活動」の指導）を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことです。

障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導や小集団指導等を通して、特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するものです。

○通級による指導の対象について

通級による指導の対象となるのは、通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする児童生徒です。

○通級による指導を受ける場所について

通級による指導は、児童生徒が在籍する学校や、他の学校など、通級指導教室が設置されているところで受けられます。

指導を受ける時間帯は、授業時間内の場合と、放課後等の場合があります。高校通級の場合は、サテライト学習室（在籍校を含む）で、定時制や通信制における始業前の時間帯や、全日制における放課後の時間帯にも受けられます。

○入級の手続について

<小・中学校の場合(例)>

- ①学校は、保護者からの相談や担任等の気付き（学習面、行動面等）により、気になる児童生徒について、校内で検討します。
- ②学校は、専門アドバイザーや専門相談員等に相談します。（相談、観察、助言等）
- ③校内委員会等で対応等を協議します。

※入級に係る手続等は各市町村教育委員会に確認してください。

○通級による指導の終了について

通級による指導により、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで十分に学習や生活が可能であると、判断されれば、通級による指導を終了します。年度途中であっても通級による指導を終了することはできます。

○通級による指導の実施形態

◇自校通級

児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態

◇他校通級

児童生徒が在籍している学校に通級指導教室が設置されておらず、在籍する学校とは別の学校（他校）に設置されている通級指導教室に、週に何単位時間か定期的に通って指導を受ける形態

※この場合、対象の児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。（小・中学校のみ）

◇巡回指導

通級による指導を担当する教師が、対象児童生徒の在籍する学校を訪問し、対象の児童生徒が在籍する学校（自校）において、週に何単位時間か定期的に通級による指導を行う形態

※通級による指導を担当する教師は、複数の学校を巡回して指導を行うこともあります。

※通級による指導を担当する教師が、本務校以外の学校において通級による指導を行います。

※該当教師に対して、各教育委員会は複数校兼務の発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりして訪問先の学校における身分を明確にします。

<A校> 巡回指導



通常の学級



通級指導教室

巡回指導：通級による指導を担当する教師が、対象の児童生徒が在籍する学校に出向いて指導を行います。

<B校> 自校通級



通常の学級



通級指導教室

自校通級：対象の児童生徒が在籍する学校の通級指導教室に通って指導を受けます。

<C校> 他校通級



通常の学級



通級指導教室

他校通級：通級指導教室を設置している学校に児童生徒が通って指導を受けます。

○県立聾学校通級指導教室

県立聾学校では、小学校または中学校の通常の学級に在籍する難聴あるいは言語障害を有する児童生徒を対象に、通級による指導を行います。

※他校通級：県立聾学校に置く通級指導教室に通って指導を受けます。

※巡回指導：利根沼田振興局、みなかみ町中央公民館、館林市立第三小学校（巡回場所は令和5年度現在）において、県立聾学校の教師による指導を受けます。

※小・中学校の通級指導教室の設置については、各市町村教育委員会に確認してください。

【参考資料】

- ・発達障害理解推進パッケージVer.05
- ・通級による指導パッケージver.02
- ・通級による指導パッケージver.01



○「通級による指導」に関するQ & A

Q 1 通級による指導における「特別の教育課程」の内容について教えてください。

A： 特別の教育課程において行う特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

- これは、特別支援学校における「自立活動」に相当する内容の指導のことで、
- ・個々の児童生徒の障害の状態や特性及び身体の発達の段階等に即して指導を行うことが基本になります。
 - ・指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた「個別の指導計画」を作成します。
 - ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する「自立活動」の目標や内容を参考に学習活動を行います。
 - ・特別支援学校学習指導要領において、以下の6区分27項目が「自立活動」の内容として示されています。

自立活動の内容(6区分27項目)

区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項目	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	(1)情緒の安定に関すること	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること	(1)保有する感覚の活用に関すること	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること	(2)状況の理解と変化への対応に関すること	(2)他者の意図や感情の理解に関すること	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	(2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること	(2)言語の受容と表出に関すること
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(3)自己の理解と行動の調整に関すること	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	(3)日常生活に必要な基本的動作に関すること	(3)言語の形成と活用に関すること
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること		(4)集団への参加の基礎に関すること	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	(4)身体の移動能力に関すること	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
	(5)健康状態の維持・改善に関すること			(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

Q 2 障害の状態に応じた指導について教えてください。

A： 例えば、

- ・言語障害がある児童生徒には、正しく発音ができるよう、口や舌の動かし方等を指導します。
- ・難聴の児童生徒には、適切な補聴器装用の方法や聞こえの仕組み等を指導します。
- ・読み書きに困難がある学習障害の児童生徒には、自分に合った学び方を見つけ、できることを増やしていけるように指導します。

Q 3 在籍学級との連携協力について教えてください。

A： 通級による指導を利用する児童生徒が在籍する通常の学級において、特性等に応じた配慮を行う等、通級による指導の成果を生かすためには、通級による指導を担当する教師との情報交換や情報共有は重要です。

指導記録の共有や授業観察、支援会議、定期的な情報交換など、各学校の実情に応じた工夫を行います。他校通級や巡回指導の場合、十分な時間を日常的に確保することが難しくなるため、ICTの活用や長期休業中に情報交換の機会を設定する等の工夫が必要です。連携がうまくいくと教師の児童生徒への理解が深まり、効果的な指導ができるようになります。

○高校通級について

◇高校通級とは

- 県立高等学校等において実施する「通級による指導」の略称です。
 - 在籍する高等学校等において大部分の授業を受けつつ、障害による学習上、生活上の困難さを主体的に改善・克服するために「自立活動」の指導を受けます。
 - 「通級による指導」を受ける生徒については、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づいて指導します。
 - 授業時間数は、本人や学校の実態等に応じて決定します。
 - 県内の特別支援学校を拠点として、当該生徒の在籍校における巡回による指導を行っています。また、「サテライト方式」を採用し、県内6ヶ所(※)のサテライト学習室において、通級による指導を受けることもできます。
- (※) 中部教育事務所、西部教育事務所、吾妻教育事務所、利根教育事務所、東部教育事務所、総合教育センターのことです。

◇対象生徒について

- 県立高等学校等に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱のある生徒が対象となります。
- 「自立活動」の指導を受けることを、本人・保護者が希望し、その必要性があると校長が認定した生徒が対象となります。

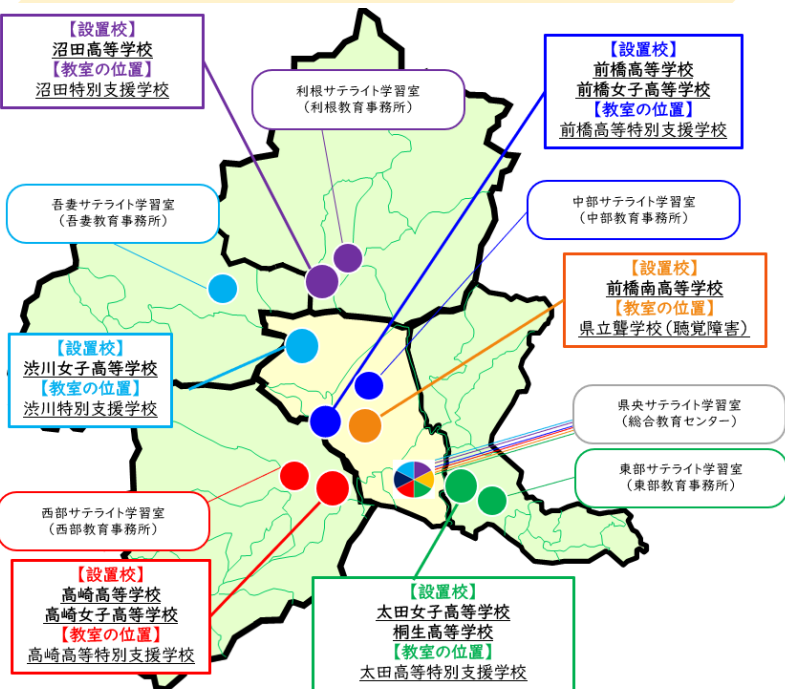
◇指導形態について

- 教育課程については、自校の教育課程に「自立活動」を加える形と一部を替える形があります。
- 個別指導が原則ですが、必要に応じて2～5人程度での小集団指導を取り入れます。

◇通級による指導を担当する教師について

- 設置校9校に9名配置されており、それぞれの拠点校から、生徒が在籍する高等学校等及びサテライト教室に行って指導に当たります。(※下図参照)

< R 5 年度高校通級指導教室設置校 >



- 「通級による指導」を校内で検討する場合は、事前に最寄りの特別支援学校専門アドバイザーに相談してください。



<問合せ先>

群馬県教育委員会
特別支援教育課(027-226-4656)
高校教育課(027-226-4649)

令和6年3月
群馬県教育委員会